

# 雇用だより

平成22年5月号

岩船郡村上市雇用対策協議会  
ハローワーク村上



## 平成22年度の始まりにあたって

ハローワーク村上

所長 富澤 ふさ子

初夏の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、当ハローワークの業務運営につきましては、日頃から格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内景気は、日銀新潟支店の基調判断（22年4月）によると、輸出と生産は増加しており、雇用・所得環境では厳しい状況が続いているが、一部に改善の動きが出ており、県内景気は持ち直しており、その動きには徐々に広がりがあると報じられていました。

当所の最近の雇用失業情勢につきましては、21年度の新規求人数（パートを含む全数）は、対前年度比9.5%の減少ではありましたが、平成19年6月から連続していた前年同月比での新規求人数の減少が、22年3月は前年同月比9.7%の増加に転じました。一方、新規求職者数（同）は、事業主都合による離職者の減少に伴い、対前年度比1.2%減少しました。この結果、平成21年度の有効求人倍率（同）は、0.46倍と、対前年度比では0.16ポイント下降したものの新規求人の一部持ち直しの動き等により、今年の3月は僅かながらも上昇基調に転じています。しかしながら、引き続き厳しい状況にあることに変わりなく、今後も中小企業緊急雇用安定助成金等の適正な活用による雇用維持と求人確保の取り組みが重要となっております。

障害者の雇用につきましては、製造業を中心に会社都合による離職者が増加したことから、今後更に、障害者雇用理解の促進を関係機関と連携を図りながら雇用の維持・解雇防止や求人確保等の取り組みを強める必要があります。

一方、今春高校卒業者の職業紹介状況につきましては、求人数は前年度より全数で16.5%減少しましたが、皆様のご尽力により4月末で就職率は100%となり、また、管内就職構成比は57.7%と前年度に比べ4.8ポイント上昇しました。

今年度の求人受理開始は6月21日からとなります。生徒たちが応募先を決める7月中旬頃までに早期の採用計画樹立をお願い申し上げます。

このような状況の中、ハローワーク村上では22年度の重点施策を「現下の雇用失業情勢に応じた緊急雇用対策の推進」「障害者雇用対策の推進」の2点とし、会員の皆様と連携しながら、職員一丸となって、求人確保や雇用維持のため積極的に各課題に取り組んで参りたいと考えています。

本年度も、地域の皆様へのニーズ・期待に応え、信頼されかつ気軽に利用されるハローワークを目指した業務を推進して参りますので、会員の皆様を始め関係各位の更なるご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員皆様のますますのご繁栄とご健勝を祈念いたしましてご挨拶といたします。

平成23年3月

# 新規学校卒業生取扱日程表

平成23年3月新規学校卒業予定者を対象とした求人の申し込み日程につきましては、下表のとおりです。

新規学校卒業生は、岩船・村上地区の産業の発展や地域活性化を担うべき大変貴重な人材ですので、採用計画がありましたらお早目に求人申し込みをお願いいたします。

項目	学校別	高等学校	大学・短大・高専・専修学校
求人受理開始 求人連絡開始		6月21日 7月1日	3月1日
求人票・求人要項 等の学校への提示		7月1日	3月1日
求人者の学校訪問等		求人申し込み以降 ※原則として事前に学校の了解を得る	規制なし ※求人説明会・就職面接会は、4月1日移行の開催
選考開始期日		(推薦開始 9月5日) 9月16日	規制なし 採用内定開始 10月1日

## 求人一覧表第1報に掲載を！

当所で受付した全ての新規高卒者対象求人は、求人一覧表として県内全ての高校へ配布しています。

高校生の大半が、この第1報に掲載されている事業所の中から遅くとも8月10日頃までには応募先を決定していますので、必ずこの求人一覧表第1報に掲載されるよう早めの求人申し込みをお願いします。

第1報 安定所締切日	<b>7月2日</b>	各高校への配布予定日	7月中旬
第2報 安定所締切日	<b>7月23日</b>	各高校への配布予定日	8月中旬

## 外国人労働者問題啓発月間 ～6月～

外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止に理解と協力をお願いします。

## ■「アクセス2011・就職ガイダンス」のご案内■

新規学校卒業生の岩船・村上地区の就職促進・定着を図る目的により『アクセス2011・就職ガイダンス』を開催します。

新規高等学校卒業予定者及びその保護者を参加対象者としています。

新規卒者及びUターン就職希望者の採用を計画されている事業所の皆様から、是非出席していただきたくご案内申し上げます。

日 時	平成22年7月16日(金) 午後1時30分～午後4時(受付午後1時)
場 所	クリエート村上 村上市三之町1-6
参加対象	平成23年3月新規高等学校卒業予定者とその保護者

平成23年3月

# 新規高等学校卒業予定者の求職動向

ハローワーク村上管内の平成23年3月新規高等学校卒業予定者の進路希望状況調査（平成22年4月末現在）の結果を取りまとめましたので、お知らせします。

平成23年3月の新規高等学校卒業予定者は623人で、前年同期に実施した調査と比べ4人の減少となっています。

就職希望者は卒業予定者全体の約12.2%の76人となっており、そのうち県内就職希望者は68人です。

就業希望者全員が岩船・村上地域の将来を担うべき貴重な人材です。一人でも多くの方に管内就職をしてもらうためにも、早期の求人申し込みや7月1日以降の学校訪問を行う等、積極的な募集活動を是非お願いいたします。

項目 性別	1 卒業予定者数			2 進学希望者数 (専修学校含む)		3 就職希望者数				4 その他、 訓練校、 その他未定者	
	計	男	女	男	女	男	女	うち県内就職者		男	女
村上高校	233	124	109	115	106	1	0	1	0	8	3
荒川高校	90	55	35	19	17	27	18	25	15	9	0
村上桜ヶ丘高校	230	97	133	77	115	13	15	12	14	7	3
村上中等教育学校	70	26	44	25	43	1	1	1	1	0	0
合計	623	302	321	236	281	42	34	39	30	24	6

平成22年3月

# 新規高等学校卒業者の職業紹介状況

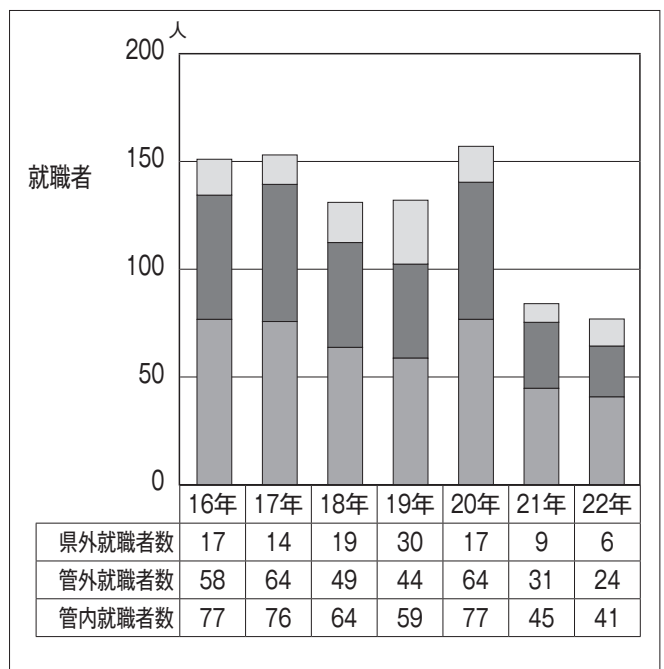
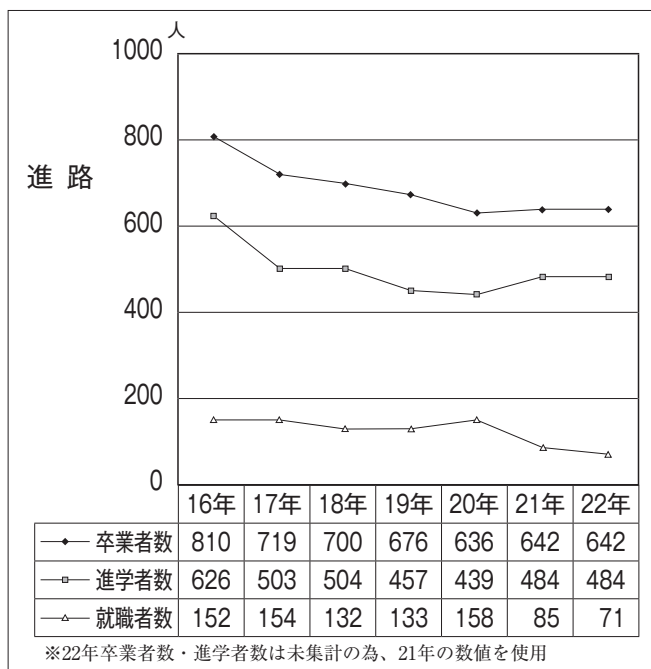
求職数は、総数で対前年比11.4%減となっています。

就職状況は、就職者総数は71人で対前年同期比16.5%減となっています。また管内就職者については、41人と対前年同期比8.9%の減でしたが、管内就職率は55.6%で昨年同期比2.7ポイントの増となっています。

学校別	項目	※卒業者数	※進学者数	求 人 数			就 職 者 数			管 外 からの 受入数		
				管内	管外	県外	管内	管外	県外			
高 等 学 校	計	642	484	319	116	65	138	71	41	24	6	36
	男	322	227					35	21	13	1	15
	女	320	257					36	20	11	5	21
21年3月卒業者		636	439	359	154	73	132	85	45	24	6	43
対前年度比(%)		0.9	10.3	△11.4	△25.2	△11.0	△4.5	△16.5	△8.9	△22.6	△33.3	△16.3

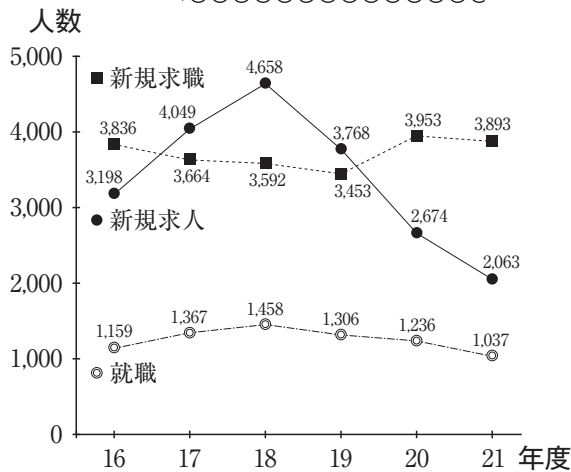
※数値未集計の為、前年の人数を使用

## 年次別進路及び職業紹介状況

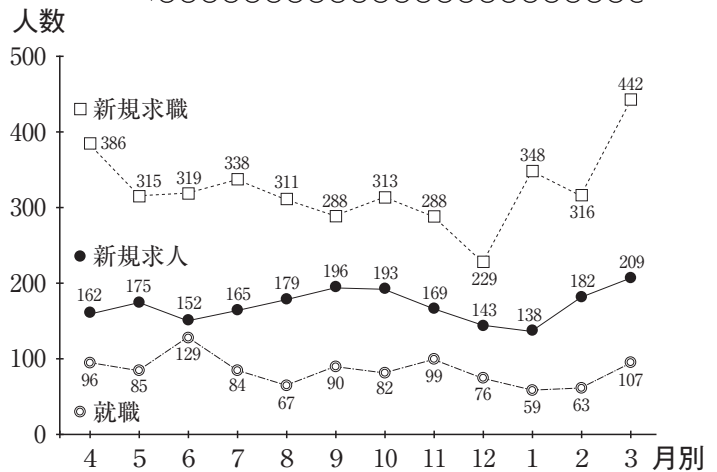


# 平成21年度の雇用の動き 〈求人・求職の状況〉

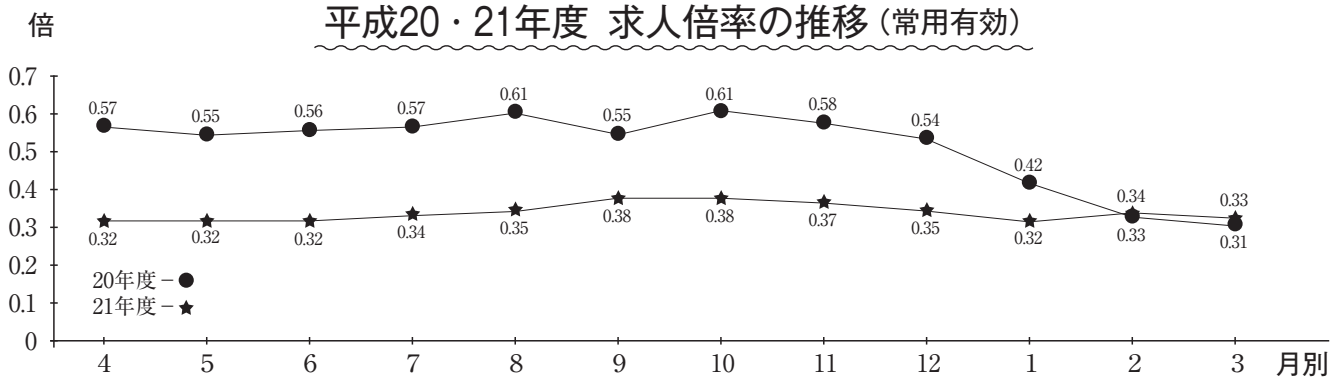
年度別推移（常用）



平成21年度月別の状況（常用）



平成20・21年度 求人倍率の推移（常用有効）



## 概要

- 新規求人（常用）は、年間を通じて前年を下回り続け、年度計では対前年度22.8%減少しましたが、3月のみ12.4%の増加となりました。
- 新規求職（常用）は、全体的に前年を下回り、年度計では対前年度1.5%の減少となりました。
- 有効求人倍率（常用）は、年度計で前年度を0.19ポイント下回る0.32倍となりました。

## ハローワーク人事異動のお知らせ

4月1日付で人事異動がありました。

### ◆転入者 よろしくお祈いします。

管理課長 星井正毅（新潟所から）  
統括職業指導官 杉本至（長岡所から）  
雇用保険給付調査官 武田昌彦（新潟所から）

### ◆転出者 大変お世話になりました。

管理課長 岩島洋一（巻所へ）  
統括職業指導官 石黒孝（小出所へ）  
雇用保険給付調査官 三浦弘栄（新潟所へ）

※この4月より協議会の事務局の一人として携わらせていただくことになりました杉本と申します。初めてハローワーク村上に勤務させていただきますが、県北村上地区の凛とした空気に触れ、身の引き締まる思いがしています。不慣れゆえご迷惑をおかけすることも多いと思いますが、前任者同様よろしくお祈いいたします。

労働者・求職者・事業主の皆さまへ

# 平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました！

◎主な改正内容は以下のとおりです

※非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大 (平成22年4月1日施行)

※雇用保険料率の変更 (平成22年4月1日施行)

※雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善 (今後施行予定)

## ※非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

◇ 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

- 【旧】
- 6ヶ月以上の雇用見込みがあること
  - 1週間の所定労働時間が20時間以上であること



- 【新】
- 31日以上の雇用見込みがあること
  - 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

### ◎「31日以上雇用見込みがあること」とは…

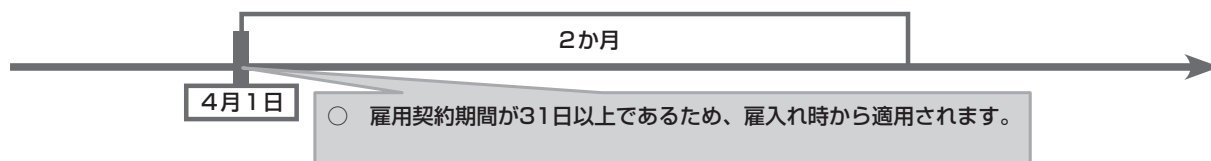
- 31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。
- このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。
  - ・雇用契約に更新する旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき
  - ・雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

※ 適用要件に該当する労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

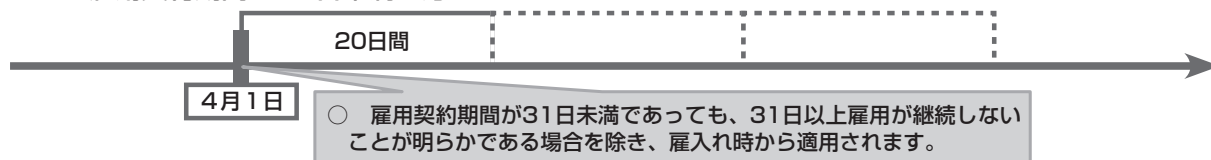
※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。

◇ 4月1日以後における取扱いは以下のとおりとなります。

- 雇用契約期間が31日以上ある方（雇用契約期間の定めのない方も含みます。）



- 雇用契約期間が31日未満の方



※ 4月1日以前から引き続き雇用されている労働者の方については、4月1日時点において、4月1日以後に、31日以上雇用見込みがあるかどうか（31日以上雇用が継続しないことが明らかであるかどうか）により雇用保険の適用を判断することとなります。

※ 現在雇用している労働者の方が、4月1日以後、31日以上雇用見込みがある場合には、事業主の方は、5月10日までに、公共職業安定所へ雇用保険被保険者資格取得届を提出していただくようお願いします。

## \* 雇用保険料率の変更

◇ 失業等給付に係る雇用保険料率が変更になりました。

（一般の事業の場合：0.8%（平成21年度1年間の暫定措置）→1.2%（平成22年度）を労使折半）

◇ その他、事業主の方には、雇用保険二事業に係る雇用保険料率（平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの0.35%）を負担していただく必要があります。

➡ 平成22年度の雇用保険料率（一般の事業）1.55%（事業主負担分：0.95%、労働者負担分：0.6%）

## \* 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善

◇ 事業主から雇用保険被保険者資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能でした。

◇ 施行日（※）以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となります。

（※）施行日とは…公布日（平成22年3月31日）から9ヶ月以内の政令で定める日をいいます。

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）におたずね下さい。

また、改正内容については、厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyouhoken.html>



厚生労働省／新潟労働局／ハローワーク村上

活用してみませんか

常用就職を目指すために

# トライアル雇用制度

トライアル雇用制度とは、ハローワークの紹介により、短期間（原則3か月）の試行運用（トライアル雇用）を通じて、対象者の方と企業の双方が、仕事の適性や業務遂行能力などについての見極めを行い、トライアル雇用終了後の常用雇用を目指す制度です。

## 対象者

- ◆ 若年者（40歳未満）、中高年齢者（45歳以上）
  - ◆ 母子家庭の母等、障害者、日雇労働者、ホームレス
  - ◆ 季節労働者、中国残留邦人等永住者帰国者、住居喪失不安定就労者
- ※上記の方で、職業経験や技能の不足等から、トライアル雇用が適当であると公共職業安定所長が認めた方が対象者となります。

## メリット

- ◆ 対象者…仕事が自分に向いているか、職場の雰囲気はどうかなどの不安を解消できる。常用雇用へ向けてのアピールができる。
- ◆ 企業…対象者の適性や業務遂行の可能性を見極めたうえで、常用雇用として採用ができる。  
（トライアル雇用期間中は、企業に月4万円の奨励金が支給されます。）

## その他

- ◆ トライアル雇用期間（原則3ヶ月）の労働条件は求人票と異なる場合があります。
- ◆ トライアル雇用終了後、企業が求める要件に達しないときは、常用雇用へ移行できない場合があることをご理解のうえご利用ください。
- ◆ 21年度は、新潟県全体で2,108名の方がトライアル雇用制度を利用し、80%の方が常用雇用されました。

## 登録と相談

- ◆ トライアル雇用からの常用就職を希望される場合には、職業相談窓口で「トライアル雇用の登録」を行い、「トライアル雇用対象求人」の説明・相談を行います。

トライアル雇用制度のお問い合わせは、ハローワーク村上「職業相談窓口」へおたずね下さい  
TEL 0254-53-4141